

公益財団法人岐阜県産業経済振興センター研究開発型企業事業化支援事業補助金交付要綱

(総則)

第1条 公益財団法人岐阜県産業経済振興センター（以下「センター」という。）は、原油・物価高騰をはじめとする社会変革の中で、県内の中小企業者等が経済産業省の戦略的基盤技術高度化支援事業、成長型中小企業等研究開発支援事業等を活用した産学官連携により開発した技術・製品の取引環境を整えることで事業化を目指すため、販路拡大の取り組む事業に対し、予算の範囲内で研究開発型企業事業化支援事業補助金を交付するものとし、その交付に関しては、公益財団法人岐阜県産業経済振興センター助成金等交付規程（以下「規程」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者等)

第2条 この要綱において、補助金の対象となる者（以下「補助事業者」という。）及び経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率、並びに補助金の額は、別表第1のとおりとする。

(欠格事由)

第3条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助対象事業者とならない。

- (1) 役員等（役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行しうる地位にある者を含む。）をいう。）をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるなど、暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）がその経営又は運営に実質的に関与している場合
- (2) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している場合
- (3) 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している場合
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している場合
- (5) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している場合
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している場合

(補助金の交付申請)

第4条 補助金交付申請書及びその添付書類の様式は、別記第1号様式のとおりとする。

- 2 補助金の交付を申請するに当たっては、別記第1号様式において定める書類を提出しなければならない。
- 3 補助金交付申請書の提出期限は、理事長が別に定める。
- 4 補助対象事業者は、補助金の交付の申請に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当

該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（補助対象期間）

第5条 補助対象期間は、次項但し書きによるものを除き、原則として交付決定日から補助事業の完了（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）の日又は当該年度2月15日までのいずれか早い日までとする。

- 2 事業の着手時期は、原則として交付決定のあった日以降でなければならない。ただし、事業の性格上又はやむをえない理由があると理事長が特に認めた場合はこの限りでない。
- 3 前項の但し書きにより補助金の交付を受けようとする場合は、第4条の規定により提出する交付申請書に、事前着手理由書（別記第2号様式）を添付するものとする。

（補助金交付申請の審査）

第6条 理事長が必要と認めるときは、助成対象事業の適否について審査を行うため、審査委員会を設置することができる。

- 2 前項の規定により審査委員会を設置した場合において、理事長は、第4条の規定により補助金の申請書の提出があったときは、必要に応じ専門家及び関係機関の意見を聴取し、審査委員会の審査に付するものとする。

（補助金の交付決定）

第7条 理事長は、補助金の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、又は前条第2項の規定による審査委員会の審査の結果を参考にし、補助金の交付の決定をするものとする。

- 2 理事長は、前項の場合において、適正な交付を行うため、必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項に修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。
- 3 補助額として算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付の条件）

第8条 理事長は、前条の交付決定に際して、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 助成対象事業の内容又は助成対象事業に要する経費の配分を変更する場合は、理事長の承認を受けること。ただし、次の各号に掲げる変更については、この限りでない。
 - ア 補助対象経費の総額の20%以内の減額
 - イ 別表第2の補助対象経費の欄に掲げる経費区分相互のいずれか低い額の20パーセント以内の配分の変更
 - ウ 補助金の交付の目的又は補助対象事業の能率に影響を及ぼさない範囲の変更及び補助対象事業の細部の変更
- (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合においては、理事長の承認を受けること。
- (3) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに理事長に報告してその指示を受けること。
- (4) この補助金の交付を受けた事業に対し、重複してセンター及び他の実施団体（国、岐阜県、他の自治体及びその外郭団体等）の補助金・補助金等の交付を受けないこと。

(決定の通知)

第9条 理事長は、助成金等の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付けた場合には、その条件を助成金等の交付の申請をした者に通知（別記第3号様式）するものとする。

(申請の取下げ)

第10条 補助事業者が第7条の規定による通知を受理した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれにつけられた条件に不服があるときは、通知を受けた日から10日以内に申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の決定は、なかったものとみなす。

(事業内容の変更、中止又は廃止)

第11条 補助事業者は、第8条第1号及び第2号の規定により理事長の承認を受けようとする場合の申請書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 前項第1号の承認 事業内容変更承認申請書（別記第4号様式）
- (2) 前項第2号の承認 事業中止（廃止）承認申請書（別記第5号様式）

(遂行状況報告)

第12条 補助事業者は、理事長から求めがあったときは、その指定する期日までに遂行状況報告書（別記第6号様式）を提出しなければならない。

(実績報告)

第13条 実績報告書の様式は、別記第7号様式のとおりとする。

- 2 実績報告書には、別記第7号様式において定める書類を添付しなければならない。
- 3 実績報告書の提出期限は、補助事業の完了（補助事業の廃止又は中止の承認を受けた場合を含む。）の日から起算して15日を経過する日又は当該年度の2月15日のいずれか早い日とする。

(補助金の額の確定)

第14条 理事長は、補助対象事業の完了又は廃止に係る補助対象事業の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知（別記第8号様式）するものとする。ただし、補助対象期間中に当該補助事業にて収益が生じた場合は、その全額又は一部を補助対象外経費とする。

(補助金の交付)

第15条 補助金は、前条の規定による補助金の額の確定後において交付する。

- 2 補助事業者は、別に理事長が指定するところにより、別記第9号様式による補助金交付請求書を理事長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第16条 理事長は、補助事業者等が補助金を他の用途に使用し、その他補助対象事業に関して補助

金の交付の決定の内容又はこれにつけた条件その他法令等又はこれに基づく理事長の処分違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 前項の規定は、補助対象事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 第1項の規定による取消しを場合は、第9条の規定を準用する。

(補助金の返還)

第17条 理事長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(暴力団の排除)

第18条 第4条の申請があった場合において、補助事業者が第3条の規定に該当するときは、理事長は、補助金の交付をしないものとする。

- 2 理事長は、第7条の規定による交付決定をした後において、補助事業者が第3条の規定に該当することが明らかになったときは、第14条第1項の規定により、補助金の交付決定を取り消すものとする。
- 3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、理事長は、規則第15条の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

(成果の発表等)

第19条 理事長は、補助対象事業で実施した事業の成果について必要があると認めるときは、補助事業者に発表させることができる。

- 2 理事長は、補助対象事業の内容について、補助事業者名、補助金額、成果等を産経センターのホームページ等で公表することができる。

(検査等)

第20条 理事長は、補助事業者に対し補助対象事業に関して必要な指示をし、報告を求め又は当該担当職員に事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(書類、帳簿等の整備及び保存)

第21条 補助事業者は、補助対象事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、他の経理と区分し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 前項の帳簿及び証拠書類は、補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度以降5年間保存しなければならない。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年9月1日から施行し、令和5年8月31日までに交付の決定をした補助金については、なお従前の例による。

別表第1（第2条関係） 補助対象事業、補助対象経費、補助率及び補助限度額

区 分	内 容
補 助 対 象 事 業	<p>助成対象年度内に実施される国内の展示会等のうち、経済産業省の戦略的基盤技術高度化支援事業、成長型中小企業等研究開発支援事業等を活用した産学官連携により開発した技術・製品の出展により販路拡大が期待でき、交付決定日から翌年2月15日までに開催されるものに出展する事業（オンラインによる展示会を含む。）とする。</p> <p>※同一事業者による年度内の複数回申請は認めない。（当該補助金に係る不採択の場合はこの限りではない。）</p> <p>※令和5年度に センターの他の補助金・助成金（注1）で展示会出展に係る経費の補助対象となる事業は、対象とならない。</p>
補 助 事 業 者	<p>原油・物価高騰の影響を受けている県内中小企業者で、国等の補助（注2）を受けて産学官連携により技術・製品を開発した者。</p>
補 助 対 象 経 費	別表第2のとおり
補 助 率	補助対象経費の2/3
補 助 限 度 額	<p>上限：400千円</p> <p>下限：なし</p>

注1：地域活性化ファンド事業費助成金、航空宇宙・医療福祉機器産業等競争力強化支援事業費助成金、航空宇宙関連企業新ビジネス展開支援事業費助成金、ヘルスケア産業ステップアップ支援事業国内展示商談会出展支援助成金

注2：国等の補助を受けた産学官連携による開発とは、以下に示す事業を活用していることを指します。

戦略的基盤技術高度化支援事業（経済産業省）、成長型中小企業等研究開発支援事業（経済産業省）、産学官共同研究助成金（センター）、ぎふ技術革新センター共同研究助成事業（ぎふ技術革新センター）等

別表第2（第2条関係） 補助対象経費

区 分	内 容
出 展 関 係 費	<ul style="list-style-type: none"> ・展示会等（オンライン展示会を含む。）に出展するために必要な出展料 ・小間の装飾費（展示会付属のレンタル装飾を利用する場合に限る。）、レンタル・リース代（出展期間中に会場で使用する机・イス等）、会場での光熱費等の経費 ・展示物の輸送料（輸送に係る保険料を含む。）
委 託 費	<ul style="list-style-type: none"> ・展示会出展に係る業務の一部（小間の装飾など）を外部に委託する経費
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・その他助成対象事業遂行に必要な経費で、理事長が認めたもの

注1：補助対象経費は、交付決定日以降で補助対象期間内に発生した上表に掲げる経費とする。ただし「事前着手理由書」の提出があり、事業の性格上又はやむを得ない理由があると理事長が特に認めた場合はこの限りでない。

注2：ブース面積の半分以上を、経済産業省の戦略的基盤技術高度化支援事業、成長型中小企業等研究開発支援事業等を活用した産学官連携により開発した技術・製品展示とすること。これを下回る場合は補助の対象とならない。